

「三次市地域公共交通計画」（案）に係るパブリック・コメントの結果について

1 意見募集の概要と結果

(1) 概要

ア 公表した案

三次市地域公共交通計画（案）

イ 公表の場所

三次市のホームページ、市役所東館1階受付、東館3階定住対策・暮らし支援課、7支所

ウ 意見の募集期間

令和3年1月7日（木）～令和3年1月27日（水）21日間

(2) 結果

ア 提出数

3通7件（電子メール1通）

三次市地域公共交通計画（案）に関するご意見とご意見に対する三次市の考え方

番号	ご意見の概要	件数	三次市の考え方		関連ページ
1	<p>1. 目標1指標【C】経常収支率が20%を下回るバス系統数の割合の目標「30%以下」について</p> <p>意見</p> <p>20%未満の路線の占める割合30%以下について、5年後の令和6年においても30%以下を維持するというのは、これまで効率化や利用促進に取り組んできたものの、成果は上がり難く、年々、市の補填が増加してきたのが現実です。今後においても地域社会の現状からは、経常収支率の改善は見込むことができないのではないかでしょうか。</p> <p>よって、目標設定の考え方にある「財政負担額の増加抑制をめざす」うえで、「20%を下回るバス系統数の割合の目標30%以下」のみでは、財政を視野に入れた目標とは考え難く、少なくとも10%未満の路線については、廃止を相当する次の文言を追記るべきと考えます。</p> <p>・そのためには、路線バス各系統における経常収支率低下抑制を図る必要があり、毎年系統別経常収支率を検証し、20%未満の系統に対して効率化や利用促進を図ることで、評価年（令和6(2024)年度）において基準年の水準維持をめざす。なお、評価年において、10%未満の路線については、次年度において廃止することを基本とする。</p>	1	<p>ご意見として承ります。</p> <p>本計画では、持続できる地域公共交通を維持していくため、財政的な基準も鑑みながら目標指標を設定しています。</p> <p>ご意見としていただいた「なお、評価年において、10%未満の路線については、次年度において廃止することを基本とする。」については、当該路線は地域生活交通であることから、学生が通学などで使うなど、個々の状況に応じての判断が必要なため、基準を設けた廃止は考えていません。</p> <p>本計画のとおり、経常収支率が20%未満の路線を対象に、順次見直しを行い、利用状況をふまえながら減便や運行区間縮小等路線の効率化に向けた検討を行います。</p>		P33 P70 P72 P78

1	<p>2. 目標1指標【D】地域内生活交通路線数の目標「8路線を維持」について</p> <p>意見</p> <p>地域内生活交通についても路線バスの次に多額の財政負担となっている。路線バスと同様に収支率の向上は必要であることから、下記の文言を追記すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市では、地域内生活交通路線の運行等により公共交通空白地帯を解消している。そのため、評価年（令和6(2024)年度）において基準年の運行等の維持をめざす。<u>なお、評価年において、収支率5%未満の各町線については、次年度において運賃を300円とすることを基本とする。</u> 	2	<p>ご意見として承ります。</p> <p>ご指摘のとおり地域内生活交通路線においても、収支率向上のために運行の効率化が必要と認識しており、本計画では、三次市民バスに対して、P80「定時定路線の限界ライン」を設けて、必要な場合に、定時定路線からデマンド型・区域運行への見直しを検討するとともに、合わせて運賃についても検討することを考えています。</p> <p>また、ご指摘のとおり、「現状」を「基準年」に修正いたします。</p>	P37~43 P70 P72 P80
2	<p>・吉舎中校区に限らず、スクールバスのない中学生や高校生が利用できる時間帯に市民バスを運行し、学生が通常でも利用できる環境整備、制度設計をご検討いただければと思います。また、JRに対しては、生徒の通学、帰宅時に利用ができる時間帯への改正の検討の要望をお願いし、地域公共交通計画へ交通手段の確保を検討する記載、改善をお願いします。</p> <p>・また、これまで町内の小学校の統廃合の協議の際、保護者からは「中学生もスクールバスで通学したい」旨の要望もありましたが、利用する時間帯を考えると小中学校の児童、生徒の共同利用は難しいという認識に至ったと聞いています。この点も踏まえ、市内の交通手段の確保としては、スクールバスと市民バスの区別なく運行ができるとい考えます。これにより、世代を超えた利用も実現でき、希薄になりつつある地域内での交流や声掛けにもつながるのではないかでしょうか。是非、あわせてご検討いただきますようお願いいたします。</p>	3	<p>ご意見として承ります。</p> <p>本計画における三次市民バスの運行の方針を、居住生活圏での移動に不可欠な地域内生活交通として、三次市民バス等を原則として週2日の頻度で運行することとしており「スクールバスのない中学生や高校生が利用できる時間帯に市民バスを運行」するためには、市民バスのサービスでは、通学対応が困難になります。また、鉄道利用に関しては、これまで通学に使えるダイヤ設定等に向けてJR西日本へ要望しておりますが、今後も引き続き要望してまいります。</p>	P80 P82
3	<p>(1) 今後、更にデマンド型運行の要望が増加する事が予想されることから、既存の自家用有償旅客運送事業者や新規に参入する事業者の負担軽減のため、事業者協力型自家用有償旅客運送について協議・検討されたい。</p>	4	<p>ご意見として承ります。</p> <p>ご指摘いただいた「事業者協力型自家用有償旅客運送制度」は、道路運送法の改正により令和2年11月に創設された、運行管理や車両の整備管理について一般旅客自動車運送事業者（バス・タクシー事業者）が協力する制度のことですが、自家用有償旅客運送の運営方法のひとつであり、本計画の「自家用有償旅客運送の運行・改善」事業に包含していると捉えています。当制度の活用を踏まえて、該当事案があれば検討してまいります。</p>	P82

3	(2) 交通事業者の収益改善及び市民・事業者等の物品輸送にかかる負担軽減のため、貨客混載の実施について検討されたい。すでに検討されている他地域の事例（高速バス利用による生鮮食品等の輸送）も参考とし、特区に申請するなどにより法律の縛りを緩和し、新しいアイデアが実現できる環境形成についても検討されたい。	5	<p>ご意見として承ります。</p> <p>乗合バスを活用した少量貨物の混載については、現行の制度内で実施可能な取組であり、先進地事例を参考にしながら、その可能性について研究します。</p> <p>貨客混載をはじめとした新しいアイデアについては、市民・事業者等からのニーズがあるなどの必要性が確認できれば、収益改善等の観点から調査・検討していきます。</p>	P82 P98
	(3) 公共交通機関を使用して来三する観光客に特化した、観光ポイントを効率良く結ぶ交通手段の検討を望む（季節限定・期日限定など）。	6	<p>ご意見として承ります。</p> <p>本計画では、市民の暮らしを支え続けられる持続可能な地域公共交通体系の形成を図るための基本計画として位置付け、住民の生活を支えるインフラとして整備をしております。今後は利用促進を目的とした既存の公共交通の利用促進策に積極的に取り組みます。</p>	P 1 P85
	(4) 公共交通利用促進の観点から、三次駅バスターミナルにおける路線番号、乗り場、B U S i t の表示方法・表示箇所の拡大や時刻表の統一等、利用者目線に立ち検討されたい。	7	<p>ご意見として承ります。</p> <p>三次駅などの主要交通結節点の待合環境の改善について「事業6 乗継・待合環境の改善」の中で取り組みます。</p>	P84